

スコープ

SSBJ基準の適用を控え、内閣府令案が公表

サステナビリティ開示、 有報提出期限の延長承認を活用

金融庁は11月26日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等を公表した(12月26日17時まで意見募集)。7月17日に公表された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理(本誌1084号21頁参照)及びその後の同WGの議論を踏まえたもの。サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を告示指定するほか、SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、二段階開示を可能とする措置などを規定する。

なお、検討されていたサステナビリティ情報の保証の義務付け時における有価証券報告書の提出期限の延長については見送りの方向となったが(本誌1098号14頁参照)、金融庁は、企業の実務負担に対する懸念の声を踏まえ、有価証券報告書の提出期限の延長承認を柔軟に活用する方針だ。今後、企業内容等開示ガイドラインを改正するとしている。

二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況等を開示

金融庁は、SSBJ基準が令和8年4月1日から適用されることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)等を公表した。意見募集した後、来年1月中を目途に公布する予定だ。

具体的には、サステナビリティ開示基準として、企業会計基準と同様、SSBJ基準を告示指定するほか、適用開始時期が確定している平均時価総額が1兆円以上のプライム市場上場企業を対象にSSBJ基準を義務付けることとする。平均時価総額については、有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により判定する。例えば、令和9年3月期の適用の有無の判断に用いる平均時価総額については、令和4年3月期から令和8年3月期の各末日の時価総額の平均値とな

る。ただし、前事業年度の末日までに上場後5事業年度が経過していない場合には、経過した事業年度の各末日における時価総額の平均値により判定する。例えば、令和5年5月に上場した会社における令和9年3月期の適用有無の判断に用いる平均時価総額は、令和6年3月期から令和8年3月期の各末日の時価総額の平均値となる。

SSBJ基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ基準に従ってサステナビリティ関連記載事項を記載しないことができ、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出すること(二段階開示)を可能とする。

開示については、SSBJ基準上開示が求められる事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠